

第2期 長万部町子ども・子育て 支援事業計画

令和2年度～令和6年度



令和3年3月改訂

長万部町

目 次

第1章 計画策定の基本事項	1
1. 計画策定の目的	1
2. 計画の根拠と位置づけ	1
3. 計画の期間	2
4. 策定体制	3
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状	4
1. 総人口等の推移	4
第3章 第1期計画の実施状況	8
1. 教育・保育事業の状況	8
2. 地域子ども・子育て支援事業の状況	10
第4章 計画の基本的な考え方	14
1. 計画の理念・方針	14
2. 計画の基本的考え方	14
第5章 事業計画	16
1. 子ども・子育て支援サービスの概要	16
2. 教育・保育提供区域の設定	18
3. 児童人口の将来推計	19
4. 教育・保育事業の「量の見込み」	20
5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	22
6. 教育・保育の一体的提供の推進	27
7. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	28
8. 関連施策の推進	29
第6章 計画の推進	36
1. 計画の推進体制	36
2. 計画の点検・評価・改善	36

＜本計画書における年号の表記について＞

本計画書では、平成31年4月1日及び令和元年5月1日を基準日とした表やグラフが掲載されています。

本来はそれぞれの基準日に基づいて「平成31年」（または「平成31年度」）、「令和元年」（または「令和元年度」）を区別して掲載すべきところですが、年号表記が混在することによる分かりにくさを避けるため、基準日が平成31年4月1日の表やグラフについても「令和元年」（または「令和元年度」）として統一して表記することとします。

第1章 計画策定の基本事項

1. 計画策定の目的

今日の子ども・子育てを取り巻く環境の変化は大きく、抜本的な制度改革が求められており、平成27年4月から、わが国の子ども・子育て支援は新制度に移行することになりました。

市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画として全市町村で策定が義務づけられており、本町においても平成27年度から令和元年度までを計画期間として「長万部町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

本町では、この計画に基づき町内のすべての子どもが等しく質の高い教育・保育サービスを受けられる環境の整備に努めてきましたが、本年度に計画が終期を迎えることとなったため、制度改正や子ども・子育てをめぐる国や北海道の動きを反映した「第2期長万部町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2. 計画の根拠と位置づけ

(1) 法的な位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づき、市町村子ども・子育て支援事業計画として策定し、「次世代育成支援対策推進法」第8条における「市町村行動計画」を一体的に策定することとします。

根拠法	子ども・子育て支援法	次世代育成支援対策推進法
市町村計画	市町村子ども・子育て支援事業計画 (策定義務あり)	次世代育成支援市町村行動計画 (努力義務)
性格特徴	○待機児童対策を含め、子育て中の保護者ニーズに対応したサービス基盤の整備をめざす事業計画 ○幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画	○全国的な少子化を受け、総合的対策を講じるための行動計画 ○「長万部町まちづくり総合計画」の子ども・子育て支援に係る分野別計画



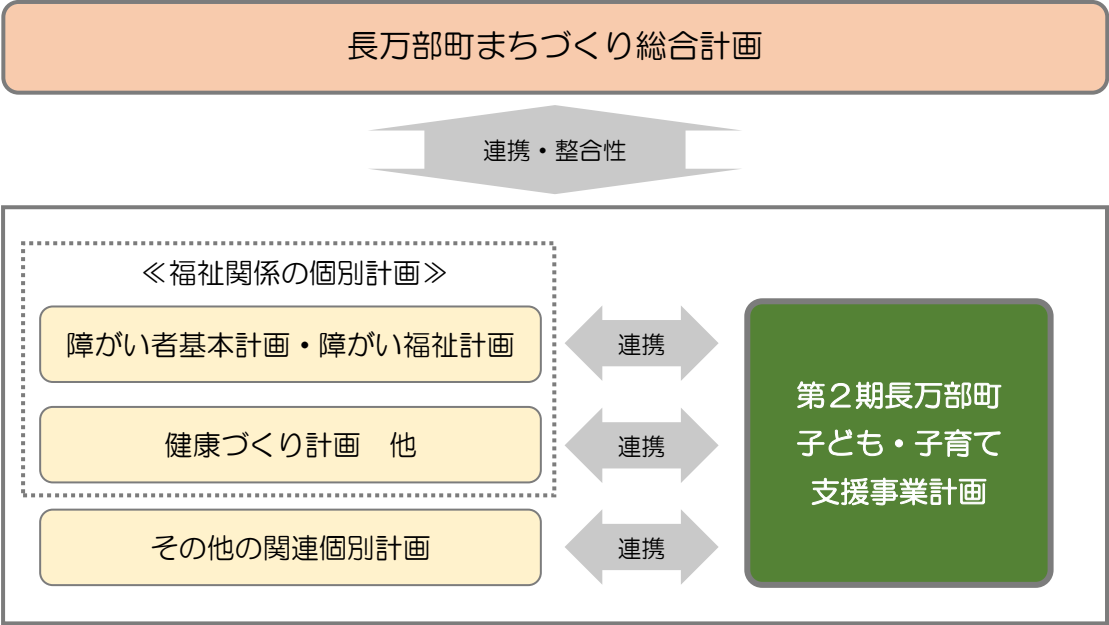
一体的に策定



第2期長万部町子ども・子育て支援事業計画

(2) 関連計画との関係

この計画は「長万部町まちづくり総合計画」を最上位計画とし、障がい者基本計画・障がい福祉計画（障がい児福祉計画）、健康づくり計画等との連携を図りつつ、子ども・子育て支援に関する専門的・個別的な領域を受け持つものとなります。



3. 計画の期間

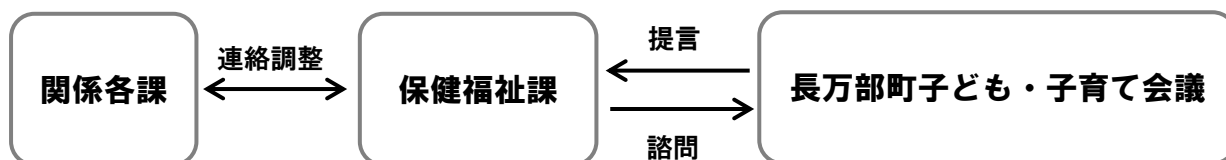
第2期長万部町子ども・子育て支援事業計画の計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。なお、状況の変化により、必要に応じて計画期間中に見直しを行う場合もあります。

平成				令和					
27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
長万部町子ども・子育て支援事業計画									
				見直し	第2期長万部町子ども・子育て支援事業計画				
					必要に応じて見直し				

4. 策定体制

(1) 長万部町子ども・子育て会議の設置

「子ども・子育て支援法」第77条第1項に基づき、同項の合議制の機関として「長万部町子ども・子育て会議」を設置しています（長万部町子ども・子育て会議条例）。



(2) 町民意向の把握

子育て家庭の現状と今後の意向を把握するとともに、本計画を策定するために必要な基礎資料の収集を目的に実施しました。

■アンケートの実施概要

対象者	長万部町に住所を有する小学校就学前の児童がいる保護者 (令和元年5月14日時点)
配布数	171人
回収数	112人
回収率	65.5%
方法	・幼稚園、保育所(園)により配布・回収 ・幼稚園等を利用していない小学校就学前の児童がいる保護者については、郵送により配布・回収
調査時期	令和元年5月15日～6月14日
調査項目	教育・保育施設の利用状況と利用意向、地域子育て支援事業の利用状況と利用意向など

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

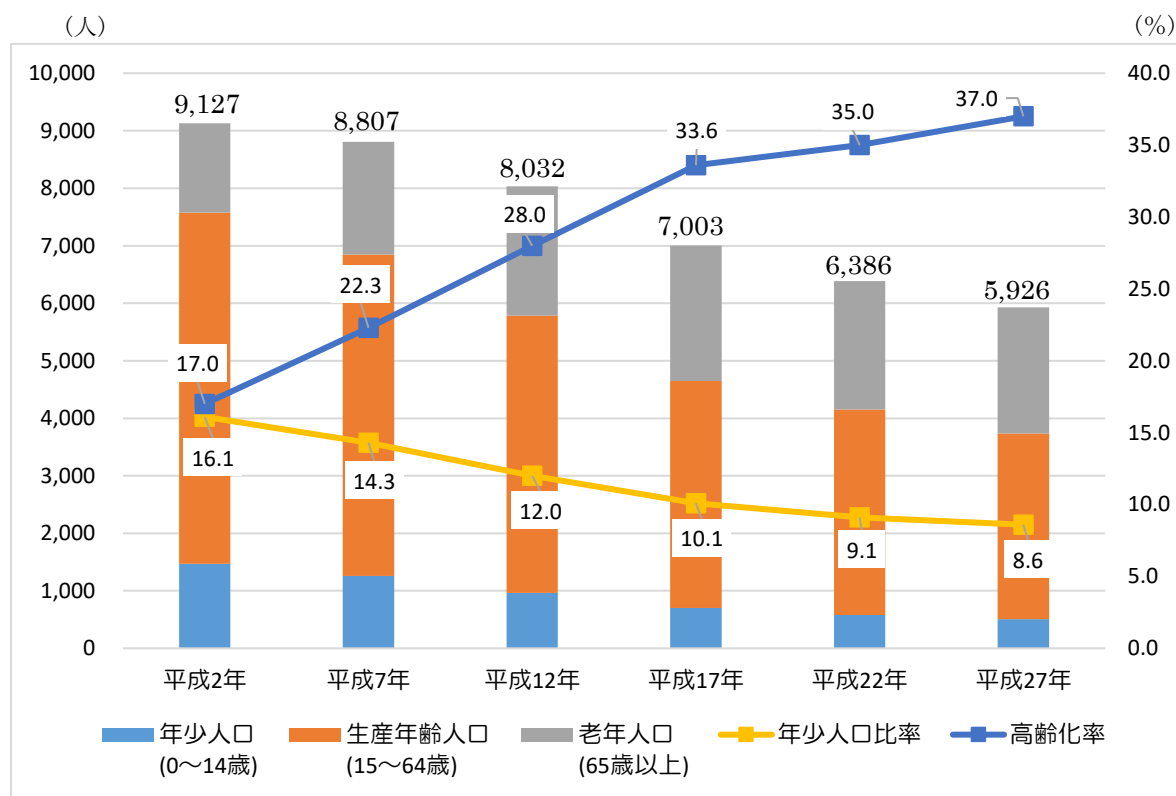
1. 総人口等の推移

(1) 総人口の推移

平成2年に9,127人であった総人口は、平成12年では8,032人に減少し、その後も減少傾向が続き、平成27年では5,926人までに減少しました。

平成27年の3階級人口（人口の内訳）をみると、15歳未満の年少人口比率、15～64歳の生産年齢人口比率は全国を下回り、65歳以上の老年人口比率は上回る水準にあります。

■総人口と3区分人口の推移



資料：国勢調査

	長万部町	全 国	北海道
年少人口(15歳未満)比率	8.6	12.6	11.4
生産年齢人口(15～64歳)比率	54.4	60.7	59.6
老年人口(65歳以上)比率	37.0	26.6	29.1

資料：平成27年国勢調査

(2) 出生数・合計特殊出生率の推移

平成21年の出生数は43人でしたが、平成23年に32人と大きく減少しました。

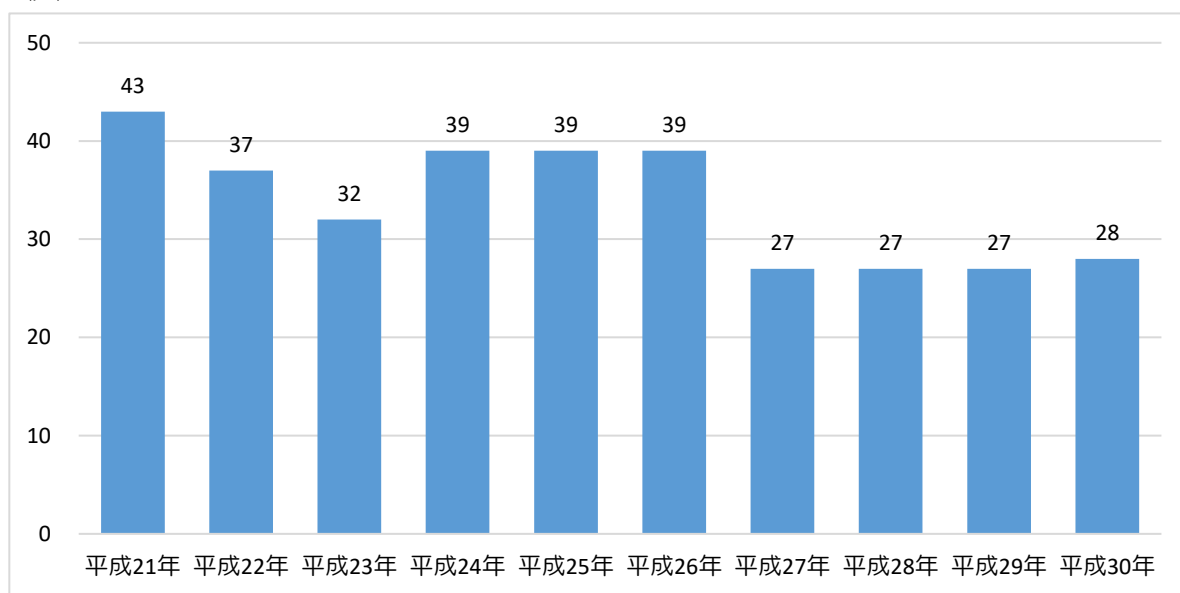
平成24年から平成26年までは39人に回復したものの、平成27年には27人と大きく減少し、以降の出生数は横ばいとなっています。

合計特殊出生率とは、「15～49歳までの女性」の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に生む子どもの数に相当するとされ、女性人口の年齢構成の違いを除いた指標として、年次比較、地域比較に用いられています。

長万部町の合計特殊出生率は、北海道の水準より概ね高く推移しています。

■出生数の推移

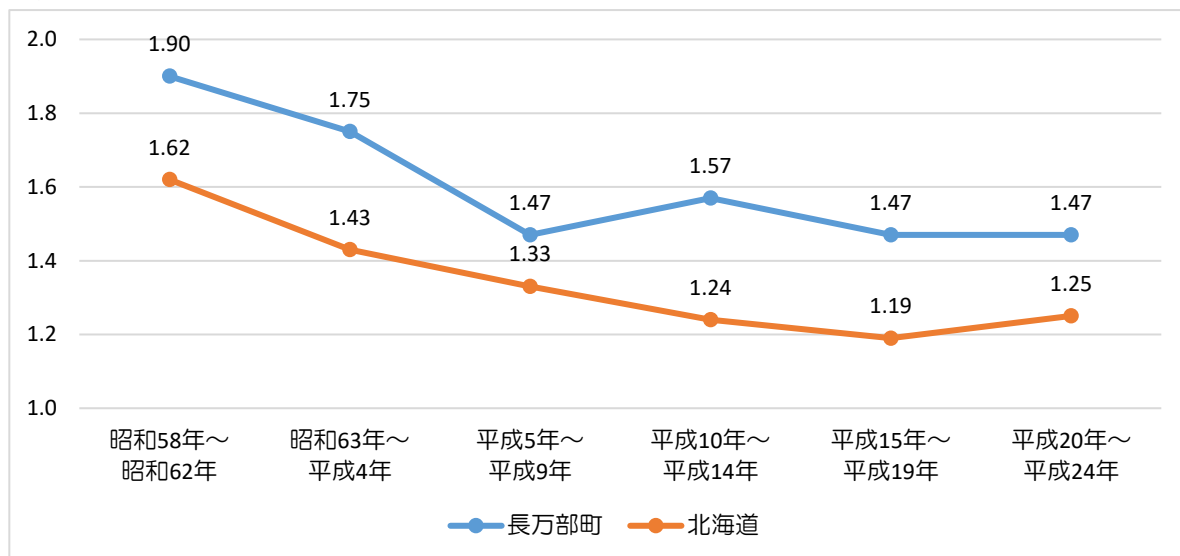
(人)



資料：人口動態統計

■合計特殊出生率の推移

(%)

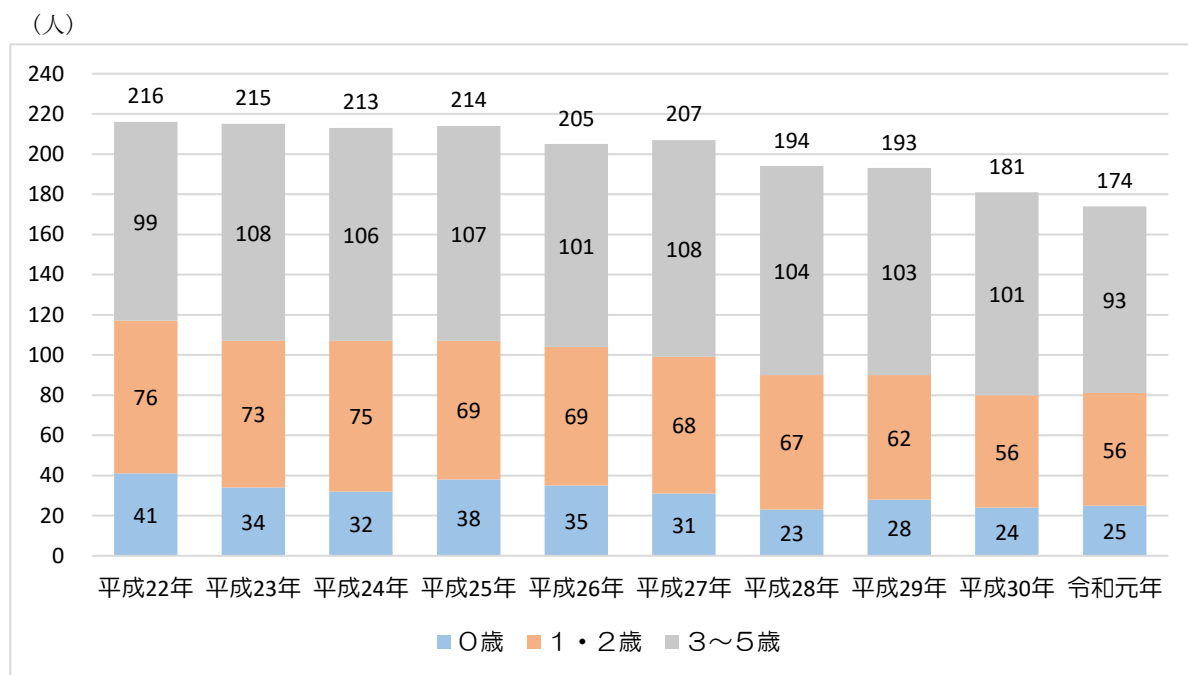


資料：人口動態保健所・市区町村別統計

(3) 児童人口の推移

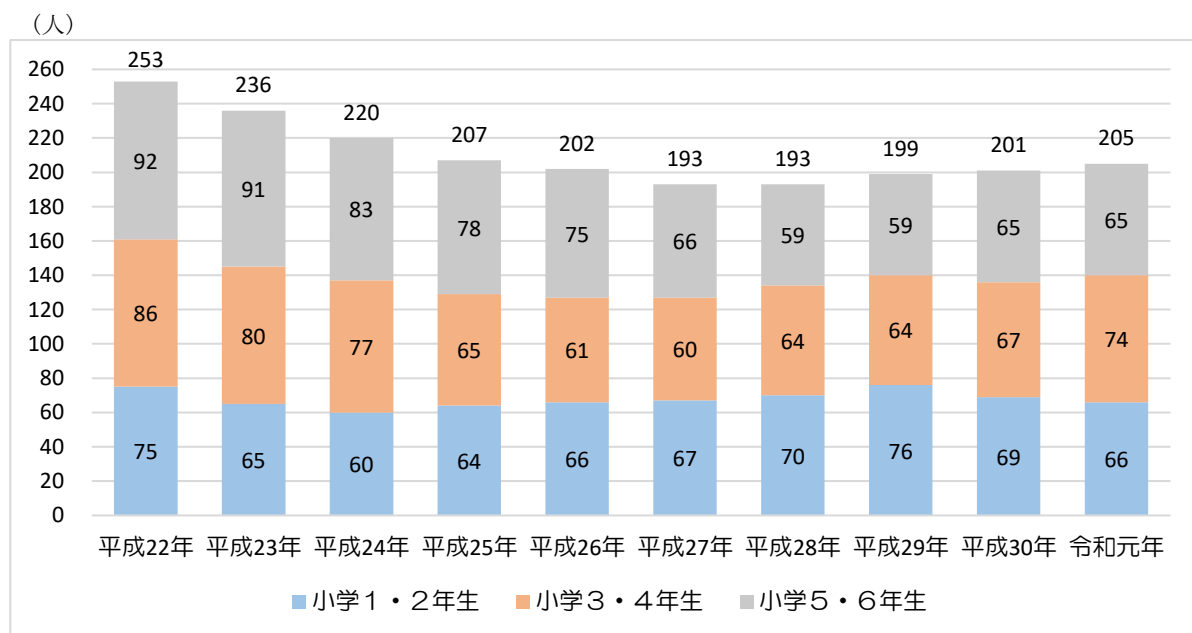
0～5歳の就学前児童は平成22年の216人から減少しており、令和元年には174人となっています。6～11歳の小学生児童は平成22年の253人から減少していましたが、平成28年以降はやや増加しています。

■児童人口（0～5歳）の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■児童人口（6～11歳）の推移



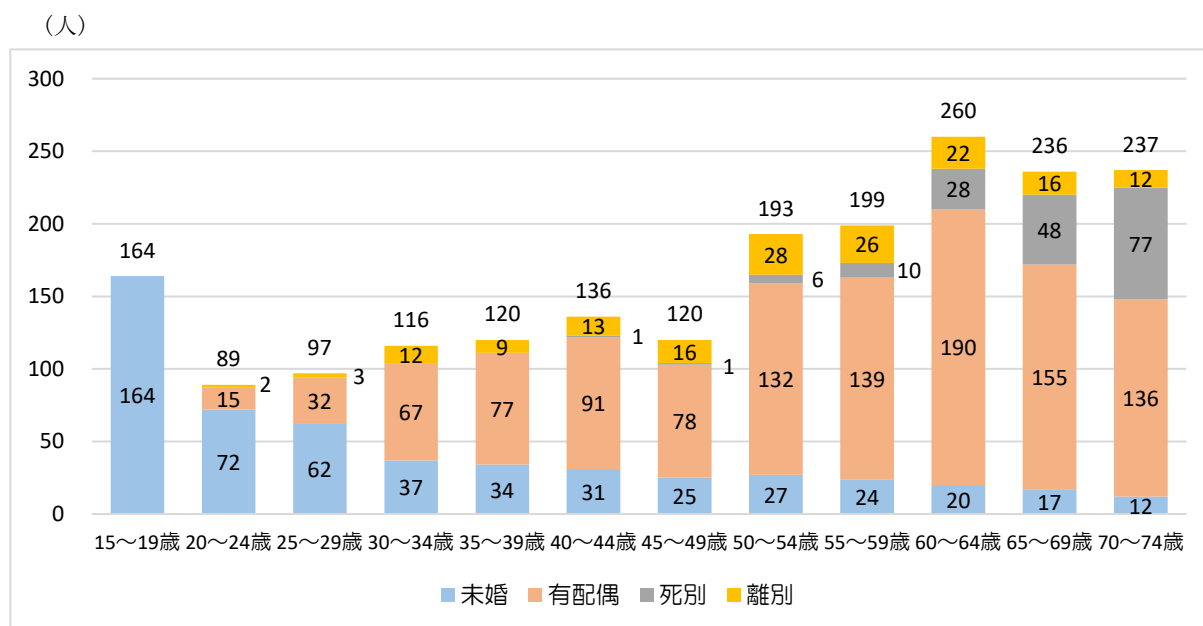
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(4) 子育て期の女性の労働力率の推移

平成27年の女性の労働力人口をみると、30歳以上は有配偶女性が多く、年齢が上昇するとともにその割合も高くなっていますが、60歳以上は死別されている方も増えています。

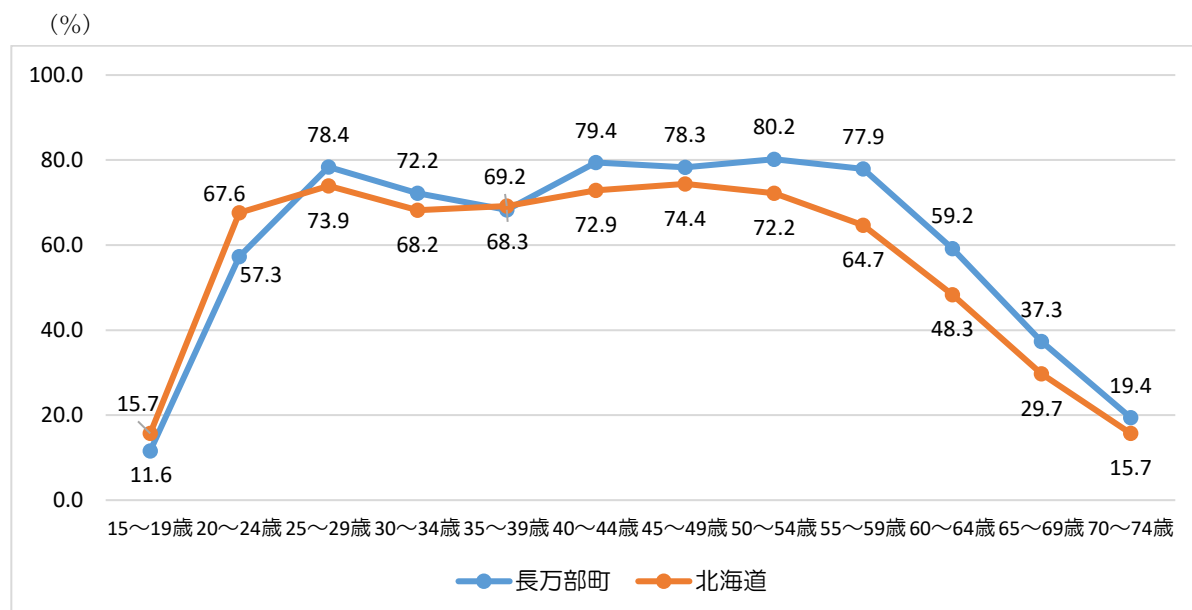
女性の年齢階層別就業率を北海道と比較すると、15～19歳、20～24歳及び35歳～39歳の年齢階層では北海道を下回っていますが、他の年齢階層では北海道を上回っている状況です。

■女性の労働力人口（平成27年）



資料：平成27年国勢調査

■女性の年齢階層別就業率



資料：平成27年国勢調査

第3章 第1期計画の実施状況

1. 教育・保育事業の状況

(1) 1号認定（3歳以上／教育）

平成27年度から量の見込みを下回る実績となっており、特に令和元年度は量の見込みを大きく下回る実績となりました。

区分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計 画	量の見込み	人	50	53	55	48	46
	確保方策		60	60	60	60	60
	マリア幼稚園		60	60	60	60	60
	実 績		45	42	45	41	33
	マリア幼稚園		45	42	45	41	33

※実績は各年5月1日現在

(2) 2号認定（3歳以上／保育）

平成27年度から量の見込みを上回る実績で推移しておりますが、定員の弾力的な運用により入所児童数を確保しています。

区分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計 画	量の見込み	人	37	35	38	54	50
	確保方策		50	50	50	54	54
	さかえ保育所		35	35	35	37	37
	いずみ保育園		15	15	15	17	17
	実 績		56	54	55	59	53
	さかえ保育所	人	42	39	40	41	39
	いずみ保育園		14	15	15	18	14
	待機児童数		0	0	0	0	0

※実績は各年4月1日現在

(3) 3号認定(3歳未満／保育)

1・2歳は、概ね量の見込みを上回る実績となりました。0歳は、平成27年度以降は量の見込みを下回る実績で推移しています。

① 1・2歳

区分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画	量の見込み	人	18	17	17	25	25
	確保方策		20	20	20	25	25
	さかえ保育所		18	18	18	18	18
	いずみ保育園		2	2	2	7	7
	実績		20	23	22	20	28
	さかえ保育所		14	18	17	14	22
	いずみ保育園		6	5	5	6	6
	待機児童数		0	0	0	0	0

※実績は各年4月1日現在

② 0歳

区分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画	量の見込み	人	5	5	5	5	5
	確保方策		6	6	6	5	5
	さかえ保育所		6	6	6	5	5
	実績		3	2	2	2	1
	さかえ保育所		3	2	2	2	1
	待機児童数		0	0	0	0	0

※実績は各年4月1日現在

2. 地域子ども・子育て支援事業の状況

(1) 利用者支援事業

子ども及び保護者、または妊娠中の方の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

町として特設窓口等の設置はしていませんが、役場保健福祉課の窓口や子育て支援センターで対応してきました。

■利用者支援事業設置か所数

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画（量の見込み）	か所	-	-	-	-	-
実績		-	-	-	-	-

(2) 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所等の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等の基本事業を実施する事業です。

さかえ保育所内の「子育て支援センター」において、専任職員により子育てについての相談・助言を行うほか、保護者のコミュニティ形成の場を提供しています。

地域子育て支援拠点事業の利用実績は、量の見込みを下回って推移しました。

■地域子育て支援拠点事業の利用実績

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画	量の見込み	1,200	1,200	1,050	1,050	1,050
	みんなの広場「のびのび」	500	500	430	430	430
	遊びの広場「よちよち」	250	250	170	170	170
	保育所開放	430	430	430	430	430
	子育てサークル支援	10	10	10	10	10
	育児相談	10	10	10	10	10
	確保方策	1	1	1	1	1
実績	量の見込み	1,001	914	826	834	-
	みんなの広場「のびのび」	426	364	334	320	-
	遊びの広場「よちよち」	162	118	148	194	-
	保育所開放	410	420	329	311	-
	子育てサークル支援	0	0	0	0	-
	育児相談	3	12	15	9	-
	確保方策	1	1	1	1	1

(3) 妊産婦健康診査事業

妊婦を対象に、医療機関にて健康診査を実施し、適切な保健指導や治療等を行う事業です。

町では産科・産婦人科医療機関で受診する健診及び超音波検査費用に対する補助を実施しています。

妊産婦健康診査事業の利用実績は、量の見込みを下回って推移しました。

■妊産婦健康診査事業の利用実績

区分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画	量の見込み	人/年	560	560	500	500	500
	確保方策		対象者数にあわせて継続実施				
実績			411	437	439	377	-

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、養育環境等の把握や適切な保健指導等を行う事業です。

町保健師が乳児のいるすべての家庭を訪問し、育児に関する相談や情報提供を行うとともに保護者の状態を把握しています。

乳児家庭全戸訪問事業の利用実績は、量の見込みを下回って推移しました。

■乳児家庭全戸訪問事業の利用実績

区分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画	量の見込み	人/年	40	40	30	30	30
	確保方策		対象乳児数にあわせて継続実施				
実績			30	26	24	24	-

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業です。

新生児訪問などにより養育に不安があるとされた家庭に町保健師が訪問し、関係機関と連携し家庭環境の把握に努め、育児相談等の支援を実施しています。

養育支援訪問事業の利用実績は、量の見込みを上回って推移しました。

■養育支援訪問事業の利用実績

区分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画	量の見込み	人/年	10	10	15	15	15
	確保方策		対象者数にあわせて実施				
実績			13	12	24	51	-

(6) 子育て短期支援事業

保護者が様々な理由等により児童の養育が困難となった場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において預かる事業であり、原則7日以内で養育・保護を行う事業(短期入所生活援助(ショートステイ)事業)、及び緊急の理由により預かる(宿泊可)事業(夜間養護等(トワイライトステイ)事業)があります。

町には当該施設がないため、実施していませんでした。

■子育て短期支援事業の利用実績

区分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画	量の見込み	人/年	-	-	-	-	-
	確保方策		実施しない				
	実績		-	-	-	-	-

(7) ファミリー・サポート・センター事業

児童の預かり等の援助を受けることを希望する依頼会員と、援助を行うことを希望する提供会員との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。

提供会員が見込めないことから、実施していませんでした。

■ファミリー・サポート・センター事業の利用実績

区分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画	量の見込み	人/年	-	-	-	-	-
	確保方策		実施しない				
	実績		-	-	-	-	-

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所で一時的に預かる事業です。

マリア幼稚園とさかえ保育所の2か所で実施しています。

一時預かりの利用実績は年々減少しており、量の見込みを下回って推移しました。

■一時預かりの利用実績

区分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画	量の見込み	人/年	1,068	1,068	2,000	2,000	2,000
	マリア幼稚園		568	568	1,500	1,500	1,500
	さかえ保育所		500	500	500	500	500
	確保方策		1,800	1,800	2,800	2,800	2,800
	マリア幼稚園		600	600	1,600	1,600	1,600
	さかえ保育所		1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
	実績		2,216	1,774	1,440	1,316	-
	マリア幼稚園		1,642	1,315	1,172	1,183	-
		さかえ保育所	574	459	268	133	-

(9) 延長保育事業

11時間の開所時間を超えて保育を行う事業です。

国が定める11時間の開所時間を超えて保育を行う事業としては行っていないですが、各教育・保育施設ごとに定められた開所時間を超える延長保育については、各施設ごと延長時間は異なりますが、実施してきました。

■延長保育事業の利用実績

区分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計 画	量の見込み	人/年	-	-	-	-	-
	確保方策		実施しない				
実　　績			-	-	-	-	-

(10) 病児・病後児保育事業

児童が急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所等の医務室において看護師等が緊急的な対応等を行う事業です。

ニーズ量が極めて低いため、実施していませんでした。

■病児・病後児保育事業の利用実績

区分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画	量の見込み	人/年	-	-	-	-	-
	確保方策		実施しない				
実績			-	-	-	-	-

(11) 放課後児童健全育成事業

保護者が就労等の理由で昼間家庭にいない児童に対し、放課後・土曜日・長期休暇などに、適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。

学童保育所ななかまどと子育て支援センターの2か所で実施しました。

放課後児童健全育成事業の利用実績は年々増加しており、量の見込みに近い実績となりました。

■放課後児童健全育成事業の利用実績

区分		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計 画	量の見込み	人/年	12	13	20	20	20
	確保方策		25	25	25	25	25
実　　績			12	13	17	20	-

第4章 計画の基本的な考え方

1. 計画の理念・方針

「子ども・子育て支援法」では、市町村の責務として、子どもの健やかな成長のために、適切な環境が等しく確保されるよう、子ども・保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこととされています。

また、この法律の基本理念では、子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭、学校、地域、企業など、その他の社会のすべての分野において、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならないとされています。

これらの考え方を踏まえ、「長万部町まちづくり総合計画」の将来像や子育てに関連する基本目標を継承し、次の理念を掲げます。

－ 基本理念－

**みんなのふれあいと優しさで
子どもを育む「おしゃまんべ」**

2. 計画の基本的考え方

（１）多様化するニーズ

アンケート調査では、就学前児童家庭の母親は約６割が働いており、共働き家庭の増加を背景に保育ニーズは年々増加の一途をたどっています。

子ども・子育て支援制度では、令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化が始まり、子育て世帯への経済的な支援が図られてきました。また、国が進めている「新・放課後子ども総合プラン」により、放課後児童健全育成事業も一層の充実が求められています。

これらの多様化する教育・保育事業や地域子育て支援事業に適切に応えていくよう、町民のニーズに注視するとともに、社会全体で子育て家庭をサポートできる体制づくりに努め、子育てしながら働きやすい環境づくりを促進します。

(2) 妊娠・出産・子育てで切れ目のない支援

核家族化の進行やコミュニティ意識の希薄化などにより、子育て家庭が地域の中で孤立化し、育児に悩む人が少なくありません。特に、妊娠・出産・子育て期の家庭は産前産後の心身の不調や妊娠・出産・子育ての悩みを抱え、周囲の支えを必要としている場合があります。子育て家庭に適切な支援が届かないために孤立化し、痛ましい児童虐待に至ってしまうことも心配されます。

妊娠・出産・子育てへの支援を切れ目なく推進するため、従来の事業をさらに充実させることはもちろんのこと、妊娠・出産期からの様々な事業の連携を図り、継続的な支援環境づくりを行います。

(3) 子どもの視点に立った支援

子ども・子育ての支援においては、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるように配慮することが必要であり、特に、子育ては男女が協力して行うべきものの視点に立った取組が重要です。

輝く未来と無限の可能性を持つ子どもの成長を第一に願い、「子どもにとっての幸せ」を考えた環境づくりを図ります。

第5章 事業計画

1. 子ども・子育て支援サービスの概要

(1) 子ども・子育て支援給付

従来の「子どものための教育・保育給付」及び「児童手当等交付金」に加え、令和元年10月1日からの教育・保育の無償化に伴い新設される「子育てのための施設等利用給付」から構成され、国が統一的な基準等を設けて各市町村でサービスの提供を行います。

(2) その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援

市町村が独自に実施する各種事業が対象となる「地域子ども・子育て支援事業」及び「仕事・子育て両立支援事業」で構成され、「地域子ども・子育て支援事業」は市町村ごとに地域の実情に応じたサービス提供を行います。

《子ども・子育て支援新制度の概要》

子ども・子育て支援給付	子どものための教育・保育給付	
	施設型給付	幼稚園、保育所、認定こども園
	地域型保育給付	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
	子育てのための施設等利用給付	
	施設等利用費	認定こども園（国立・公立大学法人立）、幼稚園（未移行）、認可外保育施設、特別支援学校、一時預かり事業、預かり保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業
その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援	児童手当等交付金	
	児童手当法等に基づく児童手当等の給付	
その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援	地域子ども・子育て支援事業	
	①利用者支援事業	
	②地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）	
	③妊産婦健康診査事業	
	④乳児家庭全戸訪問事業	
	⑤養育支援訪問事業	
	⑥子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）	
	⑦ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	
	⑧一時預かり事業	
	⑨延長保育事業	
	⑩病児・病後児保育事業	
	⑪放課後児童健全育成事業（学童クラブ）	
	⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	
	⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	
その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援	仕事・子育て両立支援事業	
	企業主導型保育事業、企業主導型ベビーシッター利用者支援事業	

(3) 子どものための教育・保育給付の認定区分

子どものための教育・保育給付（施設型給付、地域型保育給付）に基づく幼稚園、保育所、認定こども園の利用にあたっては、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づく保育の必要性を認定（認定区分）します。

認定区分	年齢	保育の必要性	主な利用施設
1号認定	満3歳以上	保育の必要性なし	幼稚園、認定こども園
2号認定		保育の必要性あり (保育認定)	保育所、認定こども園
3号認定	満3歳未満		保育所、認定こども園、地域型保育

(4) 子育てのための施設等利用給付の認定区分

令和元年10月1日より開始された幼児教育・保育の無償化に伴い、「子育てのための施設等利用給付」が新設されました。この給付を受けるにあたっては、下記の認定を受ける必要があります。

認定区分	支給要件	主な利用施設
新1号認定	・新2号認定子ども、新3号認定子ども以外	幼稚園、特別支援学校等
新2号認定	・満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前の子ども ・別途定められた事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	認定こども園、幼稚園、特別支援学校（満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号）
新3号認定	・満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前の子ども ・別途定められた事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの ・保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（2歳児まで新3号、3歳児からは新2号）

2. 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域は、子ども・子育て支援法に係る教育・保育事業を提供する基礎となる市町村内の区域で、教育・保育施設や地域型保育事業の認可・認定の際に需給調整の判断基準となります。

また、教育・保育提供区域は、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を基本に、地理的条件、人口、交通事情などの社会的条件、教育・保育の整備状況などを総合的に勘案した上で、市町村が独自に設定します。

本町においては、第Ⅰ期計画を継承し、教育・保育提供区域と地域子ども・子育て支援事業（区域設定の必要なⅡ事業）提供区域を次のとおり設定します。

（１）教育・保育提供区域

事業区分	提供区域	区域設定の考え方
１号認定（３～５歳）	全町（１地区）	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、第Ⅰ期計画の区域設定を継承し、長万部町内を１区域とします。
２号認定（３～５歳）		
３号認定（０歳）		
３号認定（１～２歳）		

（２）地域子ども・子育て支援事業提供区域

事業	提供区域	区域設定の考え方
①利用者支援事業	全町（１地区）	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、第Ⅰ期計画の区域設定を継承し、長万部町内を１区域とします。
②地域子育て支援拠点事業		
③妊産婦健康診査事業		
④乳児家庭全戸訪問事業		
⑤養育支援訪問事業		
⑥子育て短期支援事業		
⑦ファミリー・サポート・センター事業		
⑧一時預かり事業		
⑨延長保育事業		
⑩病児・病後児保育事業		
⑪放課後児童健全育成事業		

3. 児童人口の将来推計

児童人口の将来推計にあたっては、住民基本台帳の人口推移を踏まえ、「長万部町人口ビジョン（平成27年10月）」を参考に算出しました。

年齢	実績値	推計値				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	25	25	25	24	24	24
1歳	28	26	25	25	24	24
2歳	28	28	26	25	25	24
0～2歳	81	79	76	74	73	72
3歳	27	27	28	26	25	25
4歳	35	27	27	28	26	25
5歳	31	35	27	27	28	26
3～5歳	93	89	82	81	79	76
就学前計	174	168	158	155	152	148
6歳	34	31	35	27	27	28
7歳	32	34	31	35	27	27
8歳	36	32	34	31	35	27
9歳	38	36	32	34	31	35
10歳	31	38	36	32	34	31
11歳	34	31	38	36	32	34
小学生計	205	202	206	195	186	182
合 計	379	370	364	350	338	330

※各年4月1日現在

4. 教育・保育事業の「量の見込み」

(1) 1号認定（幼稚園・認定こども園）

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	人	35	33	33	32	31
1号認定		35	33	33	32	31
2号認定で 教育の意向強い		0	0	0	0	0
確保方策 ②		60	39	39	39	39
マリア幼稚園 (幼稚園)		60	－	－	－	－
マリア幼稚園 (認定こども園)		－	39	39	39	39
過不足 (②－①)		25	6	6	7	8

■確保方策の考え方

マリア幼稚園が令和3年度に認定こども園に移行する予定であり、確保数は減となりますが、町内施設の定員合計で量の見込みに対する供給量を確保できる見通しです。

(2) 2号認定（保育所・認定こども園／3歳以上）

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	人	52	51	51	50	47
確保方策 ②		54	60	67	67	67
さかえ保育所		37	37	37	37	37
マリア幼稚園 (認定こども園)		－	6	6	6	6
いずみ保育園 (認可外保育施設)		17	17	－	－	－
いずみ保育園 (認可保育所)		－	－	24	24	24
過不足 (②－①)		2	9	16	17	20

■確保方策の考え方

マリア幼稚園が令和3年度に認定こども園に、また、いずみ保育園が令和4年度に認可外保育施設から認可保育所に移行する予定であり、確保数は増となることから、町内施設の定員合計で量の見込みに対する供給量を確保できる見通しです。

(3) 3号認定（保育所・認定こども園／3歳未満）

①1・2歳

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	人	30	35	34	34	34
確保方策 ②		25	35	42	42	42
さかえ保育所		18	18	18	18	18
マリア幼稚園 (認定こども園)		－	11	11	11	11
いずみ保育園 (認可外保育施設)		7	7	－	－	－
いずみ保育園 (認可保育所)		－	－	14	14	14
過不足 (②－①)		△5	0	8	8	8

■確保方策の考え方

マリア幼稚園が令和3年度に認定こども園に、また、いずみ保育園が令和4年度に認可外保育施設から認可保育所に移行する予定であり、確保数は増となることから、町内施設の定員合計で量の見込みに対する供給量を確保できる見通しですが、令和2年度は確保方策が不足する見通しです。

確保方策が不足している年度は、定員の弾力化を活用して対応します。

②0歳

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	人	4	6	6	6	6
確保方策 ②		5	9	13	13	13
さかえ保育所		5	5	5	5	5
マリア幼稚園 (認定こども園)		－	4	4	4	4
いずみ保育園 (認可外保育施設)		－	－	－	－	－
いずみ保育園 (認可保育所)		－	－	4	4	4
過不足 (②－①)		1	3	7	7	7

■確保方策の考え方

マリア幼稚園が令和3年度に認定こども園に、また、いずみ保育園が令和4年度に認可外保育施設から認可保育所に移行する予定であり、確保数は増となることから、町内施設の定員合計で量の見込みに対する供給量を確保できる見通しです。

5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

子どもとその保護者、または妊娠している方の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

■利用者支援事業の実施か所数

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	か所	-	-	-	-	-
基本型・特定型		-	-	-	-	-
母子保健型		-	-	-	-	-

■確保方策の考え方

特設窓口等の設置は行わず、引き続き担当課の窓口またはさかえ保育所内にある子育て支援センターにおいて対応を行います。

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

■地域子育て支援拠点事業の延べ利用者数

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人回/年	900	900	900	900	900
みんなの広場 「のびのび」		340	340	340	340	340
遊びの広場 「よちよち」		200	200	200	200	200
保育所開放		340	340	340	340	340
子育て サークル支援		10	10	10	10	10
育児相談		10	10	10	10	10
確保方策	か所	1	1	1	1	1

■確保方策の考え方

さかえ保育所内にある子育て支援センターでの実施を確保方策とします。

(3) 妊産婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦を対象に、医療機関にて健康診査を実施し、適切な保健指導を行う事業です。

■妊産婦健康診査事業の延べ利用者数

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	人回/年	400	400	400	400	400
確保方策 ②		400	400	400	400	400
過不足 (②－①)		0	0	0	0	0

■確保方策の考え方

引き続き産科・産婦人科医療機関で受診する健診及び超音波検査費用に対する補助を実施することにより、対応していきます。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

■乳児家庭全戸訪問事業の利用者数

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	人/年	25	25	24	24	24
確保方策 ②		25	25	24	24	24
過不足 (②－①)		0	0	0	0	0

■確保方策の考え方

引き続き保健師が乳児のいるすべての家庭を訪問し、育児に関する相談や情報提供を行うとともに、保護者の状態を把握することにより、対応していきます。

(5) 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

■養育支援訪問事業の利用者数

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	人/年	20	20	20	20	20
確保方策 ②		20	20	20	20	20
過不足 (②－①)		0	0	0	0	0

■確保方策の考え方

引き続き乳児家庭全戸訪問事業等により養育に不安があるとされた家庭に保健師が訪問し、関係機関と連携し家庭環境の把握に努め、育児相談等の支援を実施することにより、対応していきます。

（６）子育て短期支援事業

保護者の様々な理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、児童福祉施設にて必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。

■子育て短期支援事業の延べ利用者数

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	人日/年	-	-	-	-	-
確保方策 ②		-	-	-	-	-
過不足（②－①）		-	-	-	-	-

■確保方策の考え方

本町では当該施設がないため、計画期間内における実施の予定はありませんが、ニーズ量の推移を見守り、引き続き実施について検討していきます。

（７）ファミリー・サポート・センター事業

児童の預かり等の援助を受けることを希望する方（依頼会員）と、援助を行うことを希望する方（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

■ファミリー・サポート・センター事業の延べ利用者数

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	人日/年	-	-	-	-	-
確保方策 ②		-	-	-	-	-
過不足（②－①）		-	-	-	-	-

■確保方策の考え方

本町では提供会員が見込まれないため、計画期間内における実施の予定はありませんが、ニーズ量の推移を見守り、引き続き実施について検討していきます。

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所その他の場所で一時的に預かる事業です。

■一時預かり（幼稚園型）の延べ利用者数

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	人日/年	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
確保方策 ②		1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
マリア幼稚園（幼稚園）		1,600	-	-	-	-
マリア幼稚園（認定こども園）		-	1,600	1,600	1,600	1,600
過不足（②－①）		400	400	400	400	400

■一時預かり（幼稚園型以外）の延べ利用者数

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	人日/年	500	500	500	500	500
確保方策 ②		800	800	800	800	800
さかえ保育所		800	800	800	800	800
過不足（②－①）		300	300	300	300	300

■確保方策の考え方

マリア幼稚園及びさかえ保育所内にある子育て支援センターでの実施を確保方策とします。

(9) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

■延長保育事業の利用者数

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	人/年	-	-	-	-	-
確保方策 ②		-	-	-	-	-
過不足（②－①）		-	-	-	-	-

■確保方策の考え方

現在は保育士等の確保が困難な実情から、開所時間の延長は行っていません。

計画期間内における実施の予定はありませんが、僅少なながらもニーズ調査での利用希望があることから、ニーズ量の推移を見守り、引き続き実施について検討していきます。

(10) 病児・病後児保育事業

保護者が就労等の理由により、家庭で保育できない病気や病気の回復期にある乳幼児や児童を対象に、病院や保育所等で保育を行う事業です。

■病児・病後児保育事業の延べ利用者数

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	人日/年	-	-	-	-	-
確保方策 ②		-	-	-	-	-
過不足 (②-①)		-	-	-	-	-

■ 確保方策の考え方

現在は、保育施設や医療施設において病児・病後児保育事業を行うための設備が整っておらず、必要となる人材の確保も困難な状況から、病児・病後児保育事業は行っていません。

計画期間内における実施の予定はありませんが、僅少なながらもニーズ調査での利用希望があることから、ニーズ量の推移を見守り、引き続き実施について検討していきます。

(11) 放課後児童健全育成事業

保護者が就労等の理由で昼間家庭にいない児童に対し、放課後・土曜日・長期休暇などに、適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。

■放課後児童健全育成事業の利用者数

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	人	24	24	24	24	24
1年生		7	7	7	7	7
2年生		7	7	7	7	7
3年生		7	7	7	7	7
4年生		1	1	1	1	1
5年生		1	1	1	1	1
6年生		1	1	1	1	1
確保方策 ②		25	25	25	25	25
過不足 (②-①)		1	1	1	1	1

■確保方策の考え方

学童保育所ななかまど及びさかえ保育所内にある子育て支援センターでの実施を確保方策とします。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

住民ニーズなどを把握するとともに、国の動向を注視し、必要とされる助成について今後検討を進めます。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、または運営を促進するための事業です。

新規参入を希望する事業者が出た場合に相談、助言等を行います。

6. 教育・保育の一体的提供の推進

(1) 認定こども園の普及

認定こども園は、保護者の就労状況等に関わらず、子ども・子育て支援制度における教育・保育を一体的に受けることが可能な施設であるため、国においても普及に向けた取組が進められています。

本町には現在、認定こども園はありませんが、マリア幼稚園が令和3年度からの認定こども園への移行を予定しており、施設の状況や事業者の意向を踏まえた上で、適切な対応を行います。

(2) 質の高い教育・保育についての基本的考え方

幼児期の教育・保育は、子どもたちの「生きる力」の基礎や生涯にわたる人格形成の基盤を培う極めて重要なものであることから、子どもの発達に応じた質の高い教育・保育の提供に努めます。

施設に対しては、質の高い幼児期の教育・保育を総合的に提供できる環境を整えていくため、必要な支援を行います。

支援を必要とする子どもに対しては、長万部町障がい福祉計画等との整合・連携を図り、相談対応の充実やニーズに応じた質の高い幼児期の教育・保育の提供に努めます。

（３）地域子ども・子育て支援事業についての基本的考え方

すべての子どもに対し、関連する諸制度との連携を図り、健やかな育ちを支援し、ニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を充実させるよう努めていきます。

子どもや家庭の状況に応じ、妊娠・出産期から切れ目のない支援が受けられるよう、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるため、子どもや家庭の状況に応じ、子育ての安心感や充実感を得られるような親同士の交流の場づくり、子育て相談や情報提供などの支援を行います。

（４）幼稚園・保育施設と小学校との連携の推進

子どもの発達や学びの連続性を踏まえた幼児期の教育・保育は、その後の学校教育の基盤を培う重要なものであることから、幼稚園・保育施設は幼児期の教育・保育環境の充実を図るとともに、小学校と連携し、円滑な小学校教育へつながるよう努めていきます。

7. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

（１）適切な給付の推進

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や手続きの利便性、事業者の運営等に配慮し、公平かつ適正な給付に努めます。

（２）北海道との連携の方策

特定子ども・子育て支援施設の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、円滑に制度を推進するため必要に応じて北海道との連携を図ります。

また、北海道との連携においては、北海道に対して施設や運営者等の連携に必要な情報提供を行うとともに、立ち入り調査や是正指導等が必要となった場合には北海道に協力を要請し、適切な対応を行います。

8. 関連施策の推進

(1) 子育て支援の充実

■子どもの居場所づくり

事業	内容
スポーツ少年団への支援	子どもたちの健やかな体の育成と放課後の安全な居場所づくりとして、スポーツ少年団の活動を支援します。
ボランティア少年団の活動支援	子どもたちに様々なボランティア活動の機会を体験させることにより、思いやりのある心や自発的な想像力を培ってもらうためのボランティア活動を支援します。
子ども会行事への支援	各地域の個性ある文化活動を大切に保存・継承し、子どもたちの豊かな心を育む地域子ども会の活動を支援します。
地域に開かれた図書館活動の推進	子どもたちの健やかな成長を促進するため、「子ども読書週間行事」や「読み聞かせ」など地域に根ざした文化活動を推進します。
生涯学習の場として学校施設の開放	生涯学習の場として活用できる学校の体育館・グラウンド等の施設を開放します。
児童遊園、公園等の整備・充実	子どもの安全な遊び場を確保するため、児童遊園、公園等の整備・充実を図ります。

■子育て家庭への経済的支援

事業	内容
小・中学校児童生徒就学援助制度の利用促進	経済的に困窮している世帯に属する児童生徒の給食費や、修学旅行費用などを援助する就学援助制度の周知・利用促進を図ります。
北海道長万部高等学校通学費の補助	北海道長万部高等学校に通学する生徒の保護者に対し通学費を補助することにより、保護者の負担軽減と生徒の確保を図ります。
北海道長万部高等学校制服購入費の補助	北海道長万部高等学校に通学する生徒の保護者に対し制服購入費を補助することにより、保護者の負担軽減と生徒の確保を図ります。
奨学資金給付・貸付事業の充実	北海道長万部高等学校を卒業し、国公立大学または東京理科大学へ進学した者に対し、奨学金の給付・貸付(任意)します。
子どもの医療費の助成	子どもが18歳になった年度末まで医療費を全額助成します。また、ひとり親家庭においても18歳になった年度末まで医療費の保険給付にかかる一部負担金(自己負担金)を助成します。

(2) 要支援児童への対応

■障がい児とその保護者への支援

事業	内容
巡回療育相談 (かっこクラブ)	療育の場が不足している在宅の心身障がい児とその保護者が巡回療育相談を受けることで障がい児とその家族の福祉の向上を図ります。
巡回児童相談	健康診査、相談等で発達に遅れがある児(乳幼児・児童・生徒)とその保護者に対し、年2回児童相談所による相談、指導を行います。
発達支援・療育体制整備事業	① 発達の遅れや発達障がい・知的障がいをもつ児童を対象に、八雲町発達支援センター(ひまわり)で個別・集団療育指導を行うことで成長、発育を促進し、社会への適応力を養います。 ② 通園に係る交通費半額を補助します。
重度心身障害者医療費給付	重度心身障がい者に対し、医療費の一部を給付することで、保健医療及び福祉の向上を図ります。(18歳になった年度末まで医療費を全額助成します。)
療育手帳の交付と活用	知的に障がいがある人に、一貫した療育指導や各種サービスを受けやすくする制度を充実します。
身体障害者(児)手帳の交付と活用	身体に障がいがある人の障がい程度の状況を記載した手帳を交付することで、援護を受けやすくするための制度を充実します。

■児童虐待防止対策の充実

事業	内容
児童虐待防止のネットワーク事業	児童虐待の早期発見、早期対応をめざし、関係機関との連携による児童虐待防止のネットワークづくりを進めます。
虐待予防の体制強化	乳幼児健診・相談業務にあわせて、親の話や子どもの身体、親子関係の様子などを観察し、その後、従事スタッフでカンファランスを行い、気になるケースについて支援を検討し虐待予防につなげていきます。また、関係機関との連携を図り児童虐待の防止に努めます。

(3) 母子の健康の確保と増進

■母と子の健康づくりの推進

事業	内容
母子健康手帳の交付及び活用	妊娠の届出により母子健康手帳を交付し、交付時を相談の場として活用します。

事 業	内 容
乳児健康診査	① 4・7・10・12か月児を対象に、問診・計測・小児科医診察・保健指導・栄養指導などにより児の発育・発達が順調であるか確認するとともに、病気の早期発見により心身の健全な発達を促します。 ② 母親の育児相談を実施します。 ③ 経過観察・精密検査が必要と認められた児を対象に、必要な時期に事後指導を行い、精密検査が必要と認められた児には、精密健康診査受診票を交付します。
健康ダイヤル24	24時間通年で相談料無料の電話健康相談を実施し、育児の悩みや相談に応じ乳幼児の健康の保持・増進と母親の育児を支援します。
幼児健康診査	① 1歳6か月児・3歳児・5歳児健診の同時実施をします(年6回)。 ② 心身の障害、病気及び異常などの早期発見、むし歯予防、幼児の栄養と生活習慣の形成を図るために、問診・計測・小児科医診察・歯科医診察・歯科保健指導・栄養指導・保健指導を行います。 ③ 身体面、精神面において経過観察、精密検査が必要と認められた児には、療育相談、児童相談所、医療機関等で検査や相談を行うなどの事後指導を行います。 ④ 幼児が通園している幼稚園や保育所とも連携し、発達や虐待について、異常の早期発見に努めます。
予防接種	乳幼児と学童・生徒に伝染のおそれがある病気とその蔓延を防止するため、法に基づき、適期にジフテリア・百日咳・破傷風、ポリオ、麻疹、風疹、BCG、ヒブ、小児肺炎球菌、B型肝炎、水痘等の定期予防接種を実施します。
歯科健康診査・歯科相談	① 乳幼児を対象にう歯の予防・早期発見・口腔内の健康保持増進のために、歯科医師診察・歯科衛生士による健診とブラッシング指導を行います。 ② 乳幼児を対象に歯科医師診察、歯科衛生士によるブラッシング、栄養指導、保健指導を行います(年4回)。 ③ 1歳6か月児・3歳児・5歳児健康診査時に歯科健康診査を実施します(年6回)。
フッ化物塗布	乳幼児歯科相談時にフッ化物を塗布し、永久歯のむし歯予防を図ります。
妊産婦・乳幼児歯科指導	妊産婦を対象に相談・訪問などを通じて口腔内の特性と、これから生まれてくる子どもの口腔内の大切さを啓発します。乳歯のむし歯予防、口腔内の健康の保持・増進、歯みがき習慣の動機付けを図るため、乳児健康診査(特に6か月児・1歳児を重点)や訪問など必要に応じて随時行います。また、1歳6か月児・3歳児・5歳児健診では、本人と保護者にむし歯予防とブラッシング指導を行います。

■思春期保健対策の推進

事 業	内 容
思春期教室	思春期の子どもとその親に対し、教育関係者と連携を図りながら思春期の特徴や心と体の発達等に関する適切な知識の普及を図ります。
学校における相談体制の充実	小中高等学校での性教育、相談事業の取組みの実態を把握し、効果的な連携を図ります。
思春期保健の啓発	思春期特有の心と身体の問題や性感染症に関する啓発事業の充実を図ります。
子宮頸がんの予防	子宮頸がん予防の周知と予防接種の推進を図ります。
学校保健会との連携による思春期保健対策の推進	地域保健と学校保健会が連携した思春期の心と身体の問題に対応できるネットワークづくりを推進します。
小中高生と乳幼児とのふれあいの場づくりの推進	小中高生が子どもを生み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さや命の大切さを理解できるよう、母子の協力を得て、乳幼児とふれあう場づくりを推進します。

■食育の推進

事 業	内 容
離乳食指導	乳児を対象に乳児健康診査と同時に年12回、離乳食の意義や進め方を中心に、発達に応じた食生活について指導します。
乳幼児食生活指導	育児学級(すくすく教室)参加者を対象に年6回、栄養バランスやおやつについて指導します。
食育教室	保育所・幼稚園と連携し、調理実習や講義等を通じて食の重要性を理解させ、正しい食生活を身につけられるよう支援します。
学校給食の充実	食についての正しい理解と栄養バランスのとれた食事の提供に加え、食の安全性や地域産業への理解を深めながら間接的に地域産業の育成を図る意味での「地産地消」の役割を重視した学校給食の充実を図ります。

(4) 小児医療の充実

■小児医療の充実

事 業	内 容
小児医療の充実	町内医療機関や町外医療機関、医師会と連携し、夜間や休日診療を含めその維持・向上に努めます。

(5) 子どもの豊かな心と生きる力を育む

■児童の健全育成

事業	内容
児童健全育成運動の推進	子どもたちの豊かな心を培うため、次の活動を継続実施します。 ① 「挨拶・声かけ運動」の拡充 ② 「ふるさと自然体験教室」の開催 ③ 子どもが参加するスポーツ・文化活動への支援 ④ お年寄りと子どもの集い等世代間交流の推進
長万部町青少年健全育成推進協議会	町内の児童・生徒の実態を把握するとともに、子どもたちが心身ともに健やかに成長していくための適切な支援のあり方を検討し学校内外の生徒指導体制の充実を図ります。
次代の親の育成	① 乳幼児の子どもの成長に関わる正しい知識や親の役割、家庭環境づくりなど育児に関する学習機会の充実に努めます。 ② 中学生や高校生が子どもを生み育てることの意義を理解し子どもや家庭の大切さを理解できるよう、職場見学等の研修の機会を利用し保育所・幼稚園の協力を得て、乳幼児とふれあう機会の場づくりを推進します。

■学校教育の充実

事業	内容
学校教育環境の整備	中期的な学校改修等の整備計画の作成を進めるとともに、コンピュータや学校図書、教材備品の計画的な整備を推進します。
情報モラル教育の推進	情報化社会に対応した端末の利用に係る情報モラルやマナーなどを指導し、情報モラル教育の充実を図ります。
国際交流教育の推進	外国の文化や生活などの学習と英語への理解を深めるため、東京理科大学の外国人英語講師の指導による英語授業を継続します。
幼・小・中・高・大学連携の充実	各教育機関が教育力を相互に活用し、高め合えるよう支援します。
地域の教育力を生かす教育の推進	① 子どもたちの健やかな成長を育むため、地域にある教育資源の活用や挨拶・声かけ運動を拡充します。 ② 子どもたちに様々なボランティア活動の機会を体験させることで、思いやりのある心や自発的な創造力を培ってもらうためのボランティア活動を支援します。
特別支援教育の充実	小中学校において、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援を行います。

(6) 家庭や地域の教育力を高める

■生涯学習の推進

事業	内容
地域と児童のふれあいの拡充	地域と学校と家庭がスクラムを組み、地域と児童のふれあいの機会を拡充します。

■生涯スポーツの推進

事業	内容
各種スポーツ教室・大会の内容の充実	子どもたちがスポーツに興味をもって楽しく参加できるよう、子どものスポーツ環境づくりとしてスポーツ教室・大会の内容を充実します。
レクスポーツの活動推進	地域ぐるみでスポーツを通じ、子どもたちが健やかな体の育成と世代間の交流や家族の絆を深めるため、レクスポーツ活動を推進します。

(7) 子育て支援のための東京理科大学との連携の推進

■子育て支援のための東京理科大学との連携の推進

事業	内容
大学公開講座の開催と施設開放	東京理科大学と行政が連携をはかり、地域への公開講座を継続開催するとともに、大学の施設開放を要請していきます。
小中高生の体験学習促進	小中高生が大学の研究活動や学生生活をよく理解できるよう学習体験の機会をつくります。
東京理科大学との連携による交流・学習機会の創出	大学生と小中高生との文化的なものも含めた交流の推進や、学習（総合学習・科学・語学等）の機会を創出して、町内の児童・生徒の学習能力やコミュニケーション能力の向上に活かしていきます。
各種イベントへの参加・参画と交流促進	大学との交流を促進するため、地域の各種イベントへの大学の教職員、大学生等の参加・参画を促すとともに、大学のキャンパス祭に対する支援を積極的に行います。

(8) 子育てに安心な生活環境をつくる

■良質な住宅と良好な居住環境の確保

事業	内容
シックハウス対策の推進	居住者等が有害化学物質（ホルムアルデヒド・クロルピリホス）による室内空気汚染によって衛生上の支障を生じないよう、建築材料及び換気設備について情報提供に努めます。
住生活基本計画	住生活基本計画を推進し、子育て世帯への快適な居住環境づくりに努めます。

■安全な道路交通環境の整備

事 業	内 容
通学路の安全確保	子どもや親子連れの交通安全を確保するため、通学路の安全点検調査を実施し、道路幅の狭い通学路には大型車の乗り入れ禁止などの交通規制を検討するとともに、余裕のある通学路にはできるだけ歩道を設置するよう道路環境づくりに努めます。
子育てに配慮した道路のバリアフリー化検討	ベビーカーなどの通行の多い道路では歩道と車道の段差解消などバリアフリー化を検討します。

(9) 安全・安心まちづくりの推進

■子どもの交通安全を確保するための活動の推進

事 業	内 容
児童・生徒に対する交通安全教育等の実施	交通安全思想の普及を図るため、交通安全推進協議会や公安委員会・警察等関係機関の協力を得て、児童・生徒に対して交通安全教育を実施します。
チャイルドシートの装着促進	交通事故から乳幼児の生命を守るため、6歳未満の乳幼児をもつ保護者に対し、チャイルドシートの購入費を補助するとともに装着を促進します。
交通指導員の配置	主に小学校の登校、下校時の交通安全を図るため、通学路の交差点等に交通指導員を配置します。

■子どもを犯罪の被害から守るための活動の推進

事 業	内 容
安全・安心パトロール活動の展開	子どもの登下校時における通学路の点検、公園の巡回などのパトロール活動を強化するほか、地域のボランティア団体関係機関と情報を共有した積極的な安全・安心パトロール活動を展開します。
子どもを守るための活動の推進	防犯講習会、防犯映画会を通じて子どもの防犯意識の高揚を図るほか、関係機関や団体等との連携した「子ども110番の家」の拡充や児童・生徒に対する防犯ブザーの貸与事業を推進します。
不審者対応マニュアルの作成	学校の安全管理を図るため、小中学校において不審者対応マニュアルを作成します。

第6章 計画の推進

1. 計画の推進体制

(1) 庁内体制の整備

本計画の推進にあたっては、施策に関わる関係部局が連携・協力し、横断的な取組を積極的に進めます。

(2) 地域における取組や活動との連携

子どもと子育て家庭に関する問題やニーズを常に把握しながら、地域における保育・教育・福祉・保健・医療などの関係機関・団体等による活動を核とし、それらとのより一層の連携を強化し、地域の子育て支援を進めます。

(3) 町民及び企業等への広報・啓発

社会全体で子育て支援に取り組むために、町民や企業、関係団体等が計画の基本理念を共有し、地域が子どもと子育て支援に関わる姿勢の共通認識を持って主体的に取り組めるよう、計画内容の広報・啓発に努めるとともに、町外に対してもホームページなどを活用し、情報発信を行います。

(4) 関係機関等との連携

児童相談所、保健所、教育機関、医療機関、警察などとの緊密な連携を図り、母子家庭・父子家庭の自立支援、障がい児など特別な支援が必要な子どもの施策などについては、国・北海道が行う施策との連携を図ります。

また、広域利用の観点からも情報の共有に努め、近隣市町村等との協調・連携を図っていきます。

2. 計画の点検・評価・改善

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、毎年度の進捗状況・成果を点検するとともに、長万部町子ども・子育て会議で協議しながら、計画の着実な推進を図ります。なお、状況の変更等により計画の見直しの必要が生じたときには、長万部町子ども・子育て会議で協議の上、見直しを行います。

第2期長万部町子ども・子育て支援事業計画
《令和2年度～令和6年度》

令和2年3月

発 行 北海道長万部町
編 集 長万部町保健福祉課
〒049 - 3592
北海道山越郡長万部町字長万部 453 番地 1
電話 01377-2 - 2454 Fax 01377-2 - 2931

